

上杉神社特別展示図録『明国劄付上杉景勝宛一幅 明冠服類（文禄五年上杉景勝受贈）一括』

Uesugi Shrine's special exhibition catalog : A piece of Ming dynasty official document and a set of official clothes presented to Uesugi Kagekatsu

新 宮 学
ARAMIYA, Manabu

本書は、上杉景勝が明朝より受贈した兵部劄付と冠服類の重要文化財指定と修理を記念する特別展示にあわせて刊行された図録である。

今回の特別展示は、2021年7月17日から10月12日まで宗教法人上杉神社（大乘寺真二宮司）^{けいしょう}稽照殿にて開催された⁽¹⁾。3年前の2018（平成30）年10月31日に国の重要文化財に指定された劄付と冠服類のうち、傷みの激しい犀角帯・靴・紗帽の3点の修理を記念して行われた。

展示期間中の10月9日には、「文化財の修理と継承—劄付、明冠服類の指定と文化財修理—」と題するシンポジウムも、伝国の杜の大会議で開催された。地域の文化財担当者のほか、多くの市民や関連する研究者も参加して関心の高さが示された。当日の参加者には、本書の校正刷りコピーが資料として配布されていたが、その後、10月末に米沢の川島印刷より上梓された（**図版1** 特別展示図録表紙）。

地元の山形新聞はもちろんのこと、全国紙各社の地方版も、寒河江市慈恩寺の木造聖徳

太子立像とともに上杉景勝に中国明朝から贈られた文書と冠服が、国の文化審議会により重要文化財に選定するよう答申したことを報じたのは、2018年3月のことであった⁽²⁾。今次の指定後初のお披露目展示が遅れたのは、この間の令和元年から2年度に文化庁や山形県・米沢市の指導と協力を受けて京都の



株式会社松鶴堂による修理作業が施されたからである。修理を無事済ませた犀角帯・靴・紗帽の3点をはじめ笥付と冠服類を久しぶりに一括展示しており、見逃せない機会となった。

本書の執筆・編集を担当したのは、稽照殿学芸員の角屋由美子氏である。本書は全40頁の図録であるが、近年の新たな研究成果を踏まえた重要文化財の解説に加えて、これからの文化財修復保存の指針となる画期的な内容をも含んでおり、本誌の紙面を借りて紹介することにしたい。

はじめに、目次を掲げることにしたい。

ごあいさつ

目次・凡例

上杉氏略系譜

I 重要文化財指定書、同附書

II 米沢初代藩主上杉景勝公

III 明国笥付 上杉景勝宛

IV 明冠服類（文禄五年上杉景勝受贈）

一括のうち

①大紅刻糸胸背斗牛円領

②緑貼裏

③紗帽展角一組付

④犀角帯

⑤靴

V 文化財（美術工芸品）の継承と修理

—文化財保護行政の観点から—

VI 笥付と明冠服類の保護

協力者一覧

I～VI、①～⑤の番号は、紹介上の便宜から紹介者が付したものである。なお、本書の目次にはとくに掲げられていないものの、特

別展示された桑野弘月筆「上杉景勝像 一幅」、文禄4年8月3日「御掟一通」、上杉景勝所用の「太刀 銘 助宗 一口 附 革柄 革包太刀拵」、同「紫糸威伊予札五枚胴具足 一領 兜・頬当・籠手・佩楯・脛当付」の画像と解説も収録している。

Iには、上杉景勝宛の明国笥付と明冠服類の重要文化財指定書（歴第205号）と品質・形状等を詳しく記載した同附書2点の画像と解説を載せており、貴重である。

IIは、米沢藩初代藩主の上杉景勝の略伝を載せる。景勝は、弘治元年（1555）、父長尾政景、母長尾為景の娘の次男として越後で生まれた。父の死後に叔父謙信の庇護のもと春日山城で育てられた。天正6年（1578）謙信が突然死去すると、養子の景虎と後継者を争った「御館の乱」に勝利し、謙信の遺領地を相続した。織田信長の死後、天下人となった豊臣秀吉と組んで、参議に任じられた。文禄元年（1592）、秀吉が朝鮮出兵を諸大名に号令すると、肥前名護屋城に参陣した。翌年2年6月釜山に上陸し、駐留兵のため倭城熊川城ウンチヨンの普請にあたり、9月に帰国した。

慶長3年（1598）1月、会津120万石移封を命じられ、7月には五大老に列し、秀吉政権のもとで重責を担った。秀吉の死後、関ヶ原で石田三成と組んだ景勝は、西軍が破れると徳川家康に謝罪し、米沢30万石（伊達・信夫・置賜三郡）に減封された。6年11月に初めて米沢城に入った。領地は4分の1になっても、旧来の家臣団を引き続き召し抱えた景勝は、本丸東南隅に謙信の遺骸を祀る「御堂」を建設して家臣団再生の精神的支柱にした。

元和9年（1623）、息子定勝が将軍秀忠に謁見して元服を命じられ従四位下侍従に任官

すると、ほどなく3月、米沢にて死去した。のちに大正12年（1923）に鷹山を祭神とする松岬神社に合祀されて祭神となるまでの経緯を辿っている。

Ⅲは、明国笥付 上杉景勝宛 一幅について解説する。笥付の全文と訓読を付す。紙本墨書、現状は掛幅装されている。笥付とは、中国の元・明時代以降に用いられた公文書の形式の一つで、上級官庁が下級の官庁に遵守すべき内容を指示する際に用いた。料紙は竹紙で、「豊臣」景勝に都督同知の官職を授けることを墨書する。その官職名の部分に貼紙があり改変されている点に関しては、Ⅵのところで詳述する。

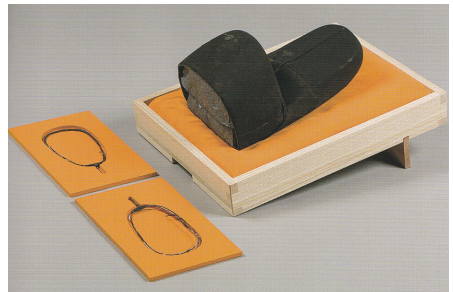
Ⅳ 文禄5年（1596）に上杉景勝が受贈した明冠服類5点については、これまでに多くの研究者により解説がなされてきた⁽³⁾。ここでは今回修理が行われた③～⑤を中心に紹介する。これらの3点には、修理を担当した松鶴堂が作成した修理報告書をもとに、それぞれ修理前の状況（品質形状等・寸法・重量）と補助事業の内容（修理仕様・修理後の記録・修理における特記事項）を収載しており貴重である。詳細は図録に譲り、ここでは省略する。本修理報告書は、所蔵者の上杉神社への報告のために作成されたものであるが、その内容を公開した上杉神社の英断と作成者松鶴堂の理解に敬意を表したい。なお、前述したシンポジウムでも、同社修理技術部染織担当課長の城山好美氏により「明冠服類の修理」と題して報告が行われた。

③紗帽 展角一組付 一頂

金属製や網状の構造物に、縮緬^{ちりめん}上（状？）の組織を持つ織物を被せている。麻布や織り不明瞭な黒地や紙からなる複

数層があり、墨あるいは漆の塗布物が見られるものの詳細は不明としている。国内に類例が残されていないため、分析を困難にしているのであろう。各所（巾子前面・後ろ面から前面にかけて左右・甲部の左右）に同材の平紐があり、後ろ面に展角壺もある。

左右一組の展角は、鉄製の骨組みに紙（漆加工）貼りである。現状は骨組みのみとなっており、もとの形状も不明なことから、そのままの保存となったと説明している（**図版2** 紗帽展角一組付）。



④犀角帯 一条

冠服のベルト。犀角帯は明朝の官僚の9ランクの官位の二品にあたる。革芯を紺地緞子で包み、飾り金具の^か銚は、犀角製の透彫（麒麟・植物模様）に周囲を座金で飾っている。三台（合わせ口）の左右の嵌め具も金具による。銚は正方形大2個、中2個、小4個、および宝珠形⁽⁴⁾が6個ある。本体左右の内側は革、紺地裂がもう一重あり、合わせて二重構造となっている。はずれていた銚を視覚的配慮および紺地へのあたりを考慮してポリエステル製の双糸、金茶色と同金茶色に墨がけした色分け糸を作製して固定した（**図版3** 犀角帯）。



⑤靴 一双

黒革製。足部や脛部に重ねる革へは表面加工がされており、下塗り層と漆層と考えられる。ただし、表面層の漆自体はほとんど残っていない。脛部に重ねた革や紺地木綿地の縫い合わせの糸は麻糸と推定している。紺地木綿地に重なる革の移動や左足の革の整形を検討したが、負荷を考慮し、そのままとした。右足のはずれたベルトもはずれたままに右足と一緒に布団に置くことにしたと説明している。足底は刺し子である。足底に左右足に「十六」の墨書があることを初めて指摘しているのは重要である(図版4 靴)。



なお、国庫補助事業として行われたこれらの修理は、文化庁文化財第一課文化財調査官(歴史資料部門)の地主智彦氏・高梨真行氏・平出真宣氏の指導により進められたことを明記している。

Vは、文化財とくに美術工芸品の継承と修理の意義について、その保護行政の視点から解説したものである。地主智彦氏の執筆による。はじめに、明治30年(1897)に制定された古社寺保存法を濫觴とし、文化財の指定と

修理のための補助金交付を根幹とする、わが国の文化財保護行政の特徴を紹介する。ついで指定制度の変遷と今次の重要文化財指定の背景を解説する。指定された明国筭付と冠服類は、すでに昭和36年(1961)工芸品として重要文化財に一括指定された中の一部であったが、筭付は冠服の附^{つけたり}指定であった。筭付と冠服類が一括で伝来する唯一の事例の稀少性に加えて、日明間の外交史研究が進展し歴史上の学術価値が高まったとしている。さらに文化財の継承における修理の意義、最後に、進化する修理内容と修理技術について紹介している。

収録された3つの表もそれぞれ重要であるが、とりわけ表二 明国筭付・明冠服類の新旧指定対照表は、研究成果を反映して適宜変更された指定名称の差違を示しており有益である。龍文から斗牛文への変更、石帯から犀角帯への訂正に端的に示されるように、半世紀のあいだに研究が進展したことが見てとれる。指定名称も日本服飾史の文脈からではなく、文化財の製作地を顧慮した命名となっている。

また表三は、繕紙の復元補修紙使用や本紙の裏打ちなし、当初の折にて折り畳み保管を最初に行い、古文書修理の画期となった事業として特筆される上杉家文書修理事業(平成7~8年度)の概要をまとめている。

VIは、高梨真行氏(現、宮内庁三の丸尚蔵館主任研究官)の執筆による。今次の指定当時に指定業務を直接担当しており、指定にかかる情報収集と現品調査の成果、および学術上の価値評価について詳しく知ることができる。まずその背景に、16世紀に起こった文禄・慶長の役、すなわち壬辰戦争The Imjin

War⁽⁵⁾の研究は、従来日本・中国・朝鮮半島の各国史の枠組みで研究されてきたが、21世紀に入り東アジアの歴史学研究が新たに三国間の交流を軸とする双方向的な視点を重視する潮流となったことに言及する。文禄・慶長の役に関する指定事例として、大阪歴史博物館所蔵の「万曆詰命」(昭和13年7月指定)と京都妙法院所蔵の「明官服類(豊臣秀吉受贈)」(平成20年6月指定)の2件がある。上杉神社所蔵の「服飾類(伝上杉謙信・景勝所用)」(昭和36年2月指定)は、伝来の確かな染織品としての評価を優先して一括指定されていた。今次の指定では、古文書学研究の進展により檔案資料としての笥付の稀少性と両戦役の狭間に行われた明・日本との和平交渉上作成された歴史的価値の重要性のため、冠服類とともに工芸品部門から独立させて歴史資料の重要文化財として新たに指定したとして説明する。

次に、笥付の内容について紹介している。わが国に伝来した明国笥付には景勝宛の笥付のほか、山口・毛利博物館所蔵の毛利輝元宛笥付と東京大学史料編纂所所蔵の前田玄以宛笥付の3通がある。3通とも中国の竹紙を用いているが、景勝のものは官職名の部分に改変が見られ、笥付本文の執筆後にこの部分が切り抜かれ、日本でしか抄紙されない雁皮紙を貼り合わせて新たに直したと推測する。当初、「都指揮使」と記されていたのを「都督同知」と改めたのは、日本国内で明朝からの授職を豊臣政権の序列に反映させようとする意図が存在したことを指摘する。これらの指摘は、原本調査による最新の古文書研究の成果⁽⁶⁾を踏まえた指定であったことを示している。

冠服類については、景勝に都督同知を授け

た際に贈られた常服(平服)一式とする。その内容は、大紅円領の胸背に斗牛文の補子(ゼッケン状の意匠を縫い付けたもの)のある官服、その下に着用する緑貼裏、紗帽、犀角帯、靴からなる。秀吉の補子の麒麟文や景勝の斗牛文は皇帝特賜によるもので、隆慶和議締結のためにモンゴルのアルタン・ハンを順義王に封じた際の先例をもとにしたと説明している。

おわりに、景勝の笥付と冠服類の評価をまとめて、前者は秀吉陪臣への交付過程の複雑な経緯を示唆するもので、歴史学、古文書学にとって重要な文献であること、後者では明朝の冠服は国内外で類例が少なく染織史上貴重であるだけでなく、冊封時の陪臣宛頒賜品として国内唯一のもので、しかも良好な状態で保存されているとの評価がなされている。

以上、本書の概略を紹介してきた。本書の重要性は、なによりも修理に際して実施された現物調査に基づき、修理前の状況と補修事業の内容を、松鶴堂が作成した修理報告書をもとに詳細に公開している点にある。本書の刊行により、景勝受贈の兵部笥付と明冠服類の貴重な価値が広く認識され、研究が一層進展する契機となることを期待する。

最後に、本書で明らかにされた内容から新たに啓発を受けた点を記して紹介を終えることにしたい。第一に、今次の指定経緯や背景の説明から、「国宝・重要文化財」という言葉から導き出されるイメージとは異なり、指定の現場では一国史的観点にとらわれることなく、東アジアや広く世界にも開かれている点を知ることができ、とても興味深いものがあった。東西交流を不可欠とした古代は当然

であろうが、中世や近世においてもそうであればなおのこと、今後は国際的に通用する指定名称や用語の使用が求められるであろう。

一例を挙げれば、指定書附書の大紅刻糸胸背斗牛円領と緑貼裏の法量では「衿」と表記しそれぞれに222.4cm、210.3cmと記す。本書の解説では、「本数値は最大幅の数値となっている」と注記を付していることから、公開展示などに必要な最大幅と理解可能である。ただ衿は国字で、和服では一般に背縫いから袖口までの長さ(衿丈^{ゆきたけ})に用いられることから、衿の表記のみでは誤解を生じやすい。そもそも製作された中国では使わない表記で、明朝冠服を説明することに無理があるのではないか。国際的に通用し、かつ一般にも判りやすい表記の使用が望まれる。近年、文化財や文化芸術を文化資源ととらえ、観光インバウンドのための環境整備を国が推進しており⁽⁷⁾、海外からの閲覧者をも想定するのであれば、なおさら必要であろう。

第二に、文化財の指定により研究が終わるわけではなく、指定の経緯・背景や修理内容が図録刊行や関連するシンポジウムなどにより広く公開されることで、研究が一層進展し、市民の保護意識も高まるという点である。最初の指定で補子の文様は龍とされたが、明朝中国では龍は皇帝のみが着用を許されることから龍ではありえない。今次の指定では、曲がった角を持つことから「斗牛」と命名された。Ⅵの中でも触れられているように、飛魚とする説も存在する。指定以後にも、尾ヒレのみで後足はなく代わりに伝統的な紺丹緑紫の色彩で翼を織り出していることから、飛魚の文様とする説が出されている⁽⁸⁾。

修理内容の詳細な公開も画期的で、公的財

源を用いた修理はもちろんのこと、近年普及しつつあるクラウドファンディングにおいても、修理報告書の公開は必須のものとなっている⁽⁹⁾。

第三点として、Ⅴで触れられている、科学的知見を活用し安全性や機能性を確認したうえで新たな材料や修理技術の導入に関してである。現物調査は非破壊調査が基本であり、文化財保護法に定めるように「保存に影響を及ぼす行為」については、慎重な検討が必要なのは当然である。文化財を良好な状態で長期的に保存するためには、素材や染料の確定が必要となる場合もあるであろう。Ⅵで詳しく紹介されている筭付の官職名の書き換えは、大庭脩氏の研究でもつとに指摘されていたものの、今回料紙についての最新の科学機器を用いた原本調査で書き換えの過程の詳細が明らかとなった意義は大きい。

今次の指定で景勝の腰帯は新たに「犀角帯」と命名されたが、犀角と見られる外観と都督同知の官品からの推定によるもので、その科学的な成分分析はなされていないとのことであった。同じく大紅刻糸胸背斗牛円領と命名された常服の「大紅」についても、そうである。秀吉に贈られた勅諭末尾に記された頒賜品目録に準拠したとのことである。大紅とは、中国染織史では紅花染めのことである。明朝では皇帝や官僚の冠服は紅花で染色された⁽¹⁰⁾。

紅花染めは遠く西アジア起源とされるが、3世紀中頃にはすでに日本に伝来していたことが判っている⁽¹¹⁾。奈良時代以降には、さまざまな染織品に使われ、『延喜式』巻二十四、主計上により中国地方から関東にいたる広い地域で紅花栽培が始まっていたこともよく知られている。山形県の紅花文化は、2018(平

成30)年5月に日本遺産に登録されたばかりである。県内村山地域で栽培が始まるのは室町末期とされ、広く普及したのは江戸中期である。そののち、米沢藩主第9代の鷹山が養蚕業を奨励し紬織を導入したのは、周知のとおりである。

景勝の明服は舶来品であるが、県内にもたらされた紅花染めの衣装としては、謙信・景勝所用と伝えられる桃山時代の「紅地雪持柳桐文平絹胴服」などとともにも最も早期のものといえよう。16世紀においては、紅花染めの技術は明朝が先進地域であった。越後から会津をへて米沢に入部した景勝がこれらを大切に保管したのは、偶然であろうか。その先見の明に驚かされる。日本遺産への登録を機に紅花文化の普及に努めている山形県には最新の光学分析など科学的分析手法⁽¹²⁾を用いて県内に伝来する紅花染織品の悉皆調査の実施を望みたい。

なお、本書は1部1千円で購入することができる。購入方法を照会したところ、冊子代金+送料(郵便局のレターパックライト代370円)を現金書留で上杉神社宛に送れば届くとのことである。多くの方々に読まれることを期待する。

注

(1) 今回の特別展示については、2021年7月25日に米沢で開催にした科研費基盤研究「壬辰戦争期、豊臣秀吉＝日本国王冊封のために贈られた明朝箭付・冠服類の総合的研究」(研究代表者 新宮学)第1回研究会での角屋由美子氏講演と佐藤琴氏研究報告をもとに、山形新聞2021年9月18日付の文化欄に「景勝に贈られた明朝冠服、米沢で修理後初公開」と題して紹介した。

- (2) 山形新聞2018年3月10日付の社会総合欄。朝日新聞同年3月14日付の山形版。毎日新聞同年3月30日付の山形版など。
- (3) 山辺知行・神谷栄子『上杉家伝来衣裳』日本伝統衣裳第一巻、講談社、1969年。大庭脩「豊臣秀吉を日本国王に封ずるの詔命」『関西大学東西学術研究所紀要』第4集、1971年、のちに加筆のうえ、同『古代中世における日中関係史の研究』同朋舎出版、1996年に収録。『上杉神社稽照殿の宝物』上杉神社、1969年。
- (4) 宝珠形という用語は、後述する国際的に通用する用語使用の問題とも関係するが、本書では形状から「宝珠形」と表記したと注記している。仏教色の強い用語をここで用いるのは必ずしも適切とは思われない。中国では、子孫繁栄を含意する「円桃」の語が呼称や形状用語として一般的である。
- (5) 鄭杜熙・李璟瑜編、小幡倫裕訳『壬辰戦争：16世紀日・朝・中の国際戦争』明石書店、2008年。新宮学「明朝の日本国王冊封と上杉景勝に贈られた冠服・兵部箭」『歴史』134輯、2020年。
- (6) 高島晶彦「箭付料紙の自然科学的手法による検討」『東京大学史料編纂所附属画像史料解析センター通信』76、2017年。須田牧子「原本調査から見る豊臣秀吉の冊封と陪臣への授職」黒嶋敏・屋良健一郎『琉球史料学の船出』勉誠出版社、2017年。大野晃嗣「明朝と豊臣政権交渉の一齣—明朝兵部発給「箭付」が語るもの—」『東洋史研究』78巻2号、2019年。
- (7) 文化庁 観光推進戦略会議「文化資源を活用した観光インバウンドのための環境整備」令和元年12月10日 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kanko_vision/kanko_kaigi_dai35/sankou1.pdf
- (8) 佐藤琴「上杉神社所蔵の明朝冠服の補子について—飛魚か斗牛か—」『山形大学歴史・地理・人類学論集』22号、2021年。
- (9) 押野美雪編『山形大学附属博物館クラウド

ファンディング報告書 90年ぶりに再会した左脚を接合し結髪土偶を立ち上がらせた！』2021年にも、公益財団法人元興寺文化財研究所による左脚の接合修復過程で調査した内容を収めている。

- (10) 明、宋応星『天工開物』巻三、諸色質料、「大紅色」。
- (11) 中村力也「紅花染めの用いられた正倉院染織品」『正倉院紀要』33号、2011年。
- (12) 山形県立博物館の令和3年度プライム企画展「紅と藍一くらしを彩る一」の記念講演会（10月31日開催）において、米村祥央氏（現、文化庁文化資源活用課古墳壁画対策部門調査官）が「山形に残る染織品に使用された紅分析結果から考える特徴」と題して報告した。同氏は東北芸術工科大学に長年在職し、山形県ならびに東北地方の文化財の調査や保存に携わってきた。ここで紹介された分光分析や三次元蛍光分析を用いた自然科学的な調査の活用が今後期待される。

*本稿は、JSPS科研費基盤研究21K00886の支援を受けた研究成果の一部である。